

日本共産党埼玉県議団ほっとNEWS

11年6月定例会特集 NO. 8

2011年7月8日 日本共産党埼玉県議団 048-824-3413

共産党県議団、県教育委員会へ申し入れ 日本国憲法にもとづき教科書採択を

日本共産党は、7月7日埼玉県教育委員会に対して、教科書は日本国憲法に基づき公平公正な立場で採択すること 採択にあたっては、何より児童生徒や保護者、現場の教職員の意見を尊重することの2点を申し入れました。

応じた浅子藤郎市町村支援部長は、「教育委員会の事務局として、このような要望書はすべて教育委員にお見せします」と話しました。

申し入れ全文は以下の通りです。

埼玉県教育委員会委員長 樋爪 龍太郎 様

2011年7月7日

日本共産党埼玉県議団 団長 柳下 礼子

中学校歴史教科書の採択について

今年3月、中学校歴史教科書について、文科省が検定合格と発表した教科書の中には、太平洋戦争を「自存自衛」の戦争と描くなど、侵略戦争を美化するものがあります。党県議団は、日本の過去の誤りと誠実に向き合い、その反省の上に平和と民主主義を理念とする憲法があることを学ぶことは、子どもたちが主権者として育つために不可欠であると考えており、これを否定する教科書を認めた政府の責任は重大だと考えています。

このような検定結果を受けて、本県議会をはじめ各地の地方議会において、特定の教科書を具体的に取り上

げて、「自衛隊を憲法違反と疑える集団という紹介をする教科書についてどう考えますか？」と質問するなど教育委員会に圧力をかける例が広がっています。また同様に各地の議会に、教育基本法改正で新たに「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」ことが教育の目標の一つとして示されたとして、教育委員会の委員や学校関係者にその趣旨を徹底する旨等の請願もあいついで提出されています。

戦前に学校が戦争協力体制づくりの一翼を担い、青年をはじめ全国民を戦争へ駆り立てる結果となった痛苦の歴史から、教育委員会は行政から独立した行政機関として確立され、教育基本法には「教育は不当な支配に屈することなく」と明記されました。

したがって、県教育委員会におかれましては、このような経過に鑑み、特定の政党や団体の圧力に絶対に屈することなく、日本国憲法に基づいて教科書を採択するよう以下の点を申し入れます。

一、教科書は、日本国憲法に基づき、公平公正な立場で採択すること。

一、採択にあたっては、なにより児童・生徒や保護者、現場の教職員の意見を尊重すること。

県教育委員会は、8月末までに教科

書を採択します。日程の詳細はまだ

未定です。(市町村も同様です)

県教委(市教委)へ、県民の声を

寄せください。

a6610@pref.saitama.lg.jp<a6610@pref.saitama.lg.jp> (;県教育局総務課)